

地震防災対策特別措置法について

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、全国どこでも起こりうる地震に対応するため、平成7年に制定。本法に基づき、全都道府県において、「地震防災緊急事業五箇年計画」を策定し、地震防災施設等の整備を推進。

現在は、令和3年度を初年度とする第6次五箇年計画により地震防災対策を推進。

全国における地震防災対策の強力な推進

地震防災対策施設等の緊急整備

○「地震防災緊急事業五箇年計画」の推進

策定主体：都道府県知事

対象施設：避難地、避難路、消防用施設
など29施設等

国庫補助率の嵩上げ：消防用施設、公立小中学校等の耐震改修など9施設等

嵩上げの適用期間：令和7年度末まで

第1次五箇年計画（平成8～12年度）

計画額 18兆5千億円
実績額 14兆1千億円
進捗率 76.3%

第2次五箇年計画（平成13～17年度）

計画額 14兆2千億円
実績額 10兆0千億円
進捗率 70.8%

第3次五箇年計画（平成18～22年度）

計画額 12兆2千億円
実績額 8兆4千億円
進捗率 68.5%

第4次五箇年計画（平成23～27年度）

計画額 11兆1千億円
実績額 8兆4千億円
進捗率 75.7%

第5次五箇年計画（平成28～令和2年度）

計画額 7兆6千億円

地震に関する調査研究

○「地震調査研究推進本部」の設置

国としての観測、評価、広報（予知に至らないもの）、
全体的な地震調査研究の推進、そのための体制整備

本部長

・文部科学大臣

構成メンバー

- ・文部科学省
- ・内閣官房
- ・内閣府
- ・総務省
- ・経済産業省
- ・国土交通省

○推進本部の委員会

政策委員会

- ・総合的、基本的施策の立案
- ・予算の調整
- ・総合的観測
- ・広報等

地震調査委員会

- ・各機関の調査結果の収集、整理、分析、これに基づく総合的な評価